

幼児教育・保育無償化制度に関する意見書

幼児教育・保育の無償化の実施が含まれた、改正子ども・子育て支援法が成立し、子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨、基本理念に追加された。

しかし、国の認可基準を満たさない幼児教育施設、いわゆる幼稚園類似施設は無償化の対象となっていないため、全ての子供を支援するという趣旨に反しており、保護者の経済的負担に大きな格差が生じることが懸念される。

また、発達に遅れがある幼児や帰国子女を受け入れる等の目的をもった、地域の幼児教育の確保に重要な役割を果たしている幼稚園類似施設は、保護者にとって重要な選択肢であり、経済的負担の格差が拡大した場合、独自の教育を行っている園への入園を諦めざるを得ないことも想定され、そのような施設にこそ順応している子供の居場所を奪いかねない。

よって、逗子市議会は国に対し、幼稚園類似施設の園児が無償化となるよう、早急な対象となる施設及び事業の見直しを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月27日

逗子市議会